

米国

反トラスト法にご用心

ジェットロ海外調査部北米課 安東 利華

反トラスト法違反で処罰を受ける在米日系企業は多い。その背景要因として、この分野への日系企業の問題意識の乏しさに加え、同法への理解不足や社内のコンプライアンス（法令順守）教育の不足などが挙げられる。違反した場合、高額な罰金を科されるばかりでなく、実刑判決が下されることさえある。在米日系企業は予防対策を十分に講ずることが必要だ。

罰金額上位20社中8社が日系企業

米司法省による日系自動車部品メーカーへの反トラスト法（独占禁止法）摘発が近年増えている。2011年、ある日系自動車部品メーカーが価格カルテルおよび不正入札への関与

表 米司法省から受けた罰金額上位20社

順位	年	対象製品	国籍	金額 (100万ドル)
1	2012	LCD パネル	台湾	500
2	1999	ビタミン	スイス	500
3	2012	自動車部品	日本	470
4	2009	LCD パネル	韓国	400
5	2008	航空貨物	フランス	350
6	2007	航空貨物	韓国	300
7	2007	航空貨物	英国	300
8	2006	半導体	韓国	300
9	1999	ビタミン	ドイツ	225
10	2010	LCD パネル	台湾	220
11	2012	自動車用ワイヤハーネス	日本	200
12	2014	自動車用ワイヤハーネス	日本	195
13	2014	自動車用ワイヤハーネス	日本	190
14	2005	半導体	韓国	185
15	2004	半導体	ドイツ	160
16	2014	自動車用ワイヤハーネス	日本	135
17	1999	黒鉛電極	ドイツ	135
18	2001	黒鉛電極	日本	134
19	2014	自動車用防振ゴム	日本	120
20	2009	LCD パネル	日本	120

注：2014年2月時点
 出所：米司法省

米国の司法省が科した罰金額では上位3位に入る。この他、日本人25人が刑罰の対象となり、20人が1年1日から2年の実刑判決を受けている。

今回の自動車部品カルテルは例外的ケースではない。

これまでの取り締まりにおける罰金額上位20社のうち8社が日系企業だ（表）。

緩和と強化を繰り返す

反トラスト法はもともと、消費者の利益のため、公平な競争を促すことを目的に制定されたが、米国内の景気や経済政策の変動に合わせて緩和と強化が繰り返されてきた。同法の中核を成すのがシャーマン法だ。1890年に制定されたシャーマン法は、取引を制限するカルテルや独占行為を禁止し、その違反に対する差し止め、刑事罰などを規定する。1914年にはクレイトン法と連邦取引委員会法が制定された。クレイトン法は、シャーマン法違反の予防的規制を目的とし、価格差別や排他的条件付き取引の禁止、企業結合の制限、3倍額損害賠償制度^注などを定める。他方、連邦取引委員会法は、不公正な競争方法を禁止し、連邦取引委員会の組織や権限、審判手続きなどを規定する。

大恐慌が世界を襲った1930年代、米政府は反トラスト法強化に踏み切った。大企業による寡占が物価の上昇を招き、それが不況を長引かせている一因と判断したからだ。70年代に入り米国企業の国際競争力低下が言われるようになると、その主因の一つが知的財産権の保護を制限している同法にあるとする見方が強くなった。レーガン政権下の産業競争力委員会は85年、「産業競争力に関する大統領諮問委員会」報告書（通称「ヤング・レポート」）を発表し、知的財産権保護の強化を提唱した。反トラスト法は緩和の方向に進んだ。

09年に誕生したオバマ政権は、民間経済への積極介入を公約として掲げ、消費者の利益を阻害する反トラスト法の取り締まりを強化する方針を採る。09～11年まで司法省反トラスト局長を務めたクリスティン・バーニー氏は、2年間で15億ドルに及ぶ処罰を下した。

また、国内のみならず他国の司法当局との連携を強め、世界的な反トラスト法の取り締まり強化を推進した。

日系企業が狙われる理由とは

日系企業が米反トラスト法違反に陥りやすい理由は何か。またどのような対策を講じるべきか――。

まず、日系企業による違反が多いのはなぜか。同法を専門とする在ワシントン DC のジェニファー・M・ドリスコル-チップペンデル弁護士は、14年3月10日にジェットロが開いたセミナーで、次のように指摘した。「日本人はもともと団結心や協調性が強い国民性を持っており、日本人同士であれば同業他社でも付き合いがある。にもかかわらず反トラスト法についての問題意識が低い。そのため、米司法当局の捜査対象となりやすい」。反トラスト法違反として刑罰を受けた日系企業の中には、無意識に違法行為に加担してしまった企業も多いという。例えば、同業他社との打ち合わせでうっかり価格について話をしてしまった、などだ。「日本人駐在員にとって同じく海外で生活する同業者と飲食を共にすることは問題ないと考えがちだが、捜査当局は談合行為の一種だと捉える可能性が高い」。同弁護士はそう警鐘を鳴らす。

同法についての知識不足により、捜査の手が及んだ際、適切な対応ができないこともまた、処罰が重くなる原因だという。例えば隠ぺい行為。捜査令状が来た後、焦って他社とやり取りをしたeメールや書類を破棄したり改ざんしたりすることだ。これらは捜査妨害とみなされ、最大で20年の懲役刑が科される。そもそも捜査官から召喚令状を渡されても弁護士の立ち合いなしで尋問に応じる必要はない。最初の尋問で捜査当局に不完全な情報を提供することは、偽証罪に問われるリスクを高めるだけだという。

コンプライアンス研修を徹底

では、企業はどのような対策を講じるべきか。

捜査の対象となりやすい分野を見ると、最近の事例では、自動車部品やコンピューター部品などが目立つ。価格が需給のバランスにより決定される商品市場に関わる業界だ。航空業と貨物輸送業は費用構造が類似するが、こうした業種も狙われやすい。これら分野の製品を扱う企業は特に注意が必要だ。

企業側は社員に対し、談合は違法行為だということ徹底させるべくしっかりとしたコンプライアンス研修を施す必要がある。「会社の利益のため」と考えがちな日本人社員にとっては特に留意すべき点だ。日本では個人が反トラスト法違反として実刑判決を受けた例はない。だが米国では、重い刑事罰をあえて個人に下すことで、犯罪予防につなげている。ドリスコル-チップペンデル弁護士は、「コンプライアンス研修は毎年行われるべき。特に幹部に焦点を当てて行うように」と進言する。社員が違法行為に従事しないためにも、幹部によるビジネス倫理に基づいた教育や業務監督の徹底が予防策となる。違法行為が一つの製品市場で発覚した場合は、早急に他の製品や営業部門にも監査を実施したほうが得策だ。

事前に弁護士に相談することも重要だ。競合他社との面談では、価格や取引先、市場シェアについて決して合意してはならない。また、競合他社が価格変更や見積額を提案しても、決してそれに対応しないことだ。面談の内容は必ず会社の経営責任者もしくは弁護士に報告することを義務付けたい。

ドリスコル-チップペンデル弁護士はリニエンシー制度の活用も対策の一つの手段だという。リニエンシーとは、反トラスト法違反行為を申告した者は、その違反行為について刑事訴訟が免除される制度だ。米国では、同制度が78年に成立して以来、同法違反の摘発に大きく貢献している。97年から04年に処罰を受けた案件の9割がリニエンシー制度により発覚したものだ。

加えて、米国にはアムネスティ・プラス制度もある。摘発された企業が他の製品についての違法行為を自白すれば、それらに科せられた罰金の免除および最初に摘発された罰金は軽減されるという制度である。このため、芋づる式の自白により摘発が増加した。冒頭の日系自動車部品カルテルも同制度により発覚している。

米司法省は日本のみならず、EU、中国など他国の司法当局との連携を進めている。世界的な反トラスト法強化の動きが広まりつつある中、グローバルに事業展開する日系企業にとって、米国の反トラスト法を熟知することは、他国・地域での活動にも有用だろう。[4]

注：立証された損害額の3倍まで請求できる制度。